

## クラウドファンディング活用促進事業補助金交付要領

### (通則)

第1条 クラウドファンディング活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）、産業労働部創業・経営課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領で定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、クラウドファンディングを活用してプロジェクトの実施に必要な資金調達を行う県内中小企業者等に対し、クラウドファンディングに要する経費の一部を助成することにより、全国から広く資金調達し、創業や新分野展開等に取り組みやすい環境を整備することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 県内中小企業者等

福井県内に主たる事業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

(イ) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

ただし、火災共済協同組合、信用協同組合および同組合連合会ならびに商工組合連合会は除く。

(ウ) 個人事業者

#### (2) 大企業

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者

#### (3) みなし大企業

次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有または出資している中小企業者

(イ) 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有または出資している中小企業者

(ウ) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

#### (4) 創業

個人事業の開業をすること、または会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社もしくは企業組合、協業組合、特定非営利活動法人（大企業およびみなし大企業を除く）の設立を行うこと

#### (5) 新分野展開

日本標準産業分類の細分類以上が異なる新しい分野への多角化や事業転換または技術、用途、性能等において従来とは異なる分野への進出

(6) クラウドファンディング

インターネットを介して不特定多数の者から資金を調達する仕組み

(7) クラウドファンディング仲介事業者

クラウドファンディングによる資金調達のための環境を提供する事業者

(8) 購入型クラウドファンディング

クラウドファンディングのうち、商品またはサービス提供の対価としての金銭を充てて行われるもの

(9) 投資型クラウドファンディング

クラウドファンディングのうち、商法（明治32年法律第48号）第535条による匿名組合契約に基づき出資された金銭を充てて行われるもの

(10) プロジェクト

クラウドファンディングにより調達する資金で実施する事業

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(ア) 県内中小企業者等

(イ) 補助金の決定を受けた年度内に県内で創業する者

(2) 県税の滞納がないこと。

(3) 消費税および地方消費税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象とはならない。

(1) 法令遵守上の問題を抱えている者

(2) 代表者または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の「風俗営業」を行う者

(4) 宗教活動または政治活動を目的とする者

(5) 法令および公序良俗に反する事業を行う者

(6) 知事が不相当と認める者

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、プロジェクトの実施に係る事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 創業に関する事業

(2) 新分野展開を行う事業

(3) 新商品または新サービスの企画、開発、販路開拓を行う事業

- 2 補助事業は補助金の申請時において、クラウドファンディング仲介事業者による審査を通過していなければならない。
- 3 補助事業を中止または廃止した場合およびプロジェクトが不成立となった場合は対象としない。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、補助金の交付決定日から交付決定日の属する年度の3月31日までとする。

(補助対象経費および補助金の額等)

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）および補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 他の補助制度により補助の対象となる費用は、この要領による補助の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（交付要領様式第1号）に必要な書類を添付して、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助金の交付予定額が予算の範囲を超えると判断した場合は、補助申請の受付を終了することができる。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

(補助金の変更交付申請)

第11条 補助事業者は、前条第1項の規定により承認を受けようとするときは、事業計画変更交付申請書（交付要綱様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定等)

第12条 知事は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適

当と認めるときは、事業計画変更交付申請を承認し、補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止または廃止)

第13条 補助事業者が、やむを得ない事情により事業を中止または廃止する場合は、第10条第2項の規定により事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後、次の各号のいずれか早い日までに、完了実績報告書(交付要綱様式第4号)に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の完了日から起算して1ヶ月以内
- (2) 補助金の交付決定日の属する年度の3月31日

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第16条 前条の規定による補助金額確定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、交付請求書(交付要綱様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金額の交付の取消等)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取消し、補助金の交付の停止または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

- (1) 県税その他公課を滞納した場合
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
- (3) 重大な法令違反等があったことが明らかになった場合
- (4) その他知事が補助金を交付することまたは交付したことが不相当と認める場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても、適用するものとする。

(事業結果の報告)

第18条 知事は、補助金の効果を確認するため、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業の実施状況について報告を求めることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第19条 この要領により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る書類、帳簿等を整備保管し、事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

本実施要領は令和2年4月1日から施行する。

別表

	購入型クラウドファンディング	投資型クラウドファンディング
対象経費	事業期間内にCF仲介事業者に支払う手数料	事業期間内にCF仲介事業者に支払うファンド組成手数料
補助率	1/2以内	1/2以内
補助上限額	1件あたり20万円	1件あたり50万円